

違法行為 100件超える「駆け込み」 国交省に 確定的は1割程度

国土交通省は、4月に設置した建設業者の違法行為に関する情報収集窓口「駆け込みホットライン」に、5月末までに100件を超える情報が寄せられたことを明らかにした。このうち一括下請負や技術者配置違反など違法性があるとみられる行為の情報が約1割あったという。

ホットラインでは、一般市民や民間発注者、下請業者などから電話やFAXで情報を受け付け、

違法行為を摘発するきつ 整備局に直接情報が持ちかけにしている。各地方 込まれるケースもあり、

建専連も情報窓口開設へ

建設産業専門団体連合会（建専連、才賀清二郎会長）は本年度、建設業者の法令順守情報収集窓口を開設する。設置時期や運営方法は未定だが、

国土交通省が4月に設置した「駆け込みホットライン」と同様、違法行為の摘発の端緒となる情報を

違反件数はさらに増える可能性もある。同省は情報の裏付け調査を進め、違反が確認できれば建設業法に基づいて業者を処分する方針だ。

同省の大森雅夫官房審議官（建設産業担当）は「相当数の情報が寄せられており、違法行為があれば摘発に向けて手続きを進めたい」としている。

から始まった全国での意見交換会の場で運営方法などについて話し合い、体制を整える方針だ。

才賀会長は「国交省に窓口があっても、立場の弱い専門工事業者の中には情報提供をためらっている人もいます。そうした声が集まりやすい窓口にしたい」と話している。